

浜松市とシャープ株式会社との女性特有の健康課題に関する連携協定書

浜松市（以下「甲」という。）とシャープ株式会社（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互協力及び連携のもと、双方の資源・知見等を有効に活用することにより、ジェンダー平等の実現を目指し、女性特有の健康課題に関する取組を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、相互に連携及び協力して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1） 女性特有の健康課題の理解促進に向けた取組に関すること
- （2） 生理用ナプキンディスペンサーの社会実装に向けた取組に関すること

（費用負担）

第3条 前条に掲げる取組に係る費用負担については、別段の定めがある場合を除き、各当事者がそれぞれ自己負担するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知り得た相手方の秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後3年間、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当するものは、秘密事項に含まれないものとする。

- （1） 公知・公用のもの
- （2） 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの
- （3） 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
- （4） 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手したもの
- （5） 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月21日

（甲）浜松市

中野 祐介

（乙）シャープ株式会社

永峰 英行

